

千駄ヶ谷日本語教育研究所グループ 納付金返還規程

第1章

総則

(目的)

第1条 この規程は、千駄ヶ谷日本語教育研究所グループに納入される納付金の返還に関する取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 納付金とは、入学選考料、入学金、施設費、授業料、保険料をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、千駄ヶ谷日本語学校、千駄ヶ谷外語学院、千駄ヶ谷日本語教育研究所附属日本語学校に在籍中の生徒、在籍予定の生徒を対象者とする。

第2章

返還取扱い

(返還)

第4条 在留資格認定証明書の交付を受けた生徒が来日しなかった場合、在留資格認定証明書の原本と入学許可証の返却が確認された後、授業料、施設費、保険料について返金する。

2 生徒が入学した場合、6ヶ月分の納付金はいかなる事由があっても返金しない。

3 9ヶ月払いにより納付金を納めた生徒が途中退学する場合、在籍期間が6ヶ月以下のときは授業料3ヶ月分を返金する。在籍期間が6ヶ月を超えるときは返金しない。

4 12ヶ月払いにより納付金を納めた生徒が途中退学する場合、在籍期間が6ヶ月以下のときは授業料6ヶ月分を返金する。在籍期間が6ヶ月を超えたときは返金しない。

5 入学後、継続のために支払う授業料については、納付後は返金しない。

(途中退学)

第5条 退学しようとする生徒は、その事由を記載した退学届(所定書式)を提出し校長の許可を受けなければならない。

但し、退学届の提出と受理が入学後6ヶ月を超えたときは、返還対象としない。

また、生徒の学則違反、出席不良等による退学処分ときは、返還対象としない。

(返還手続き)

第6条 返還手続きは、その退学事由ごとに確認を行った後に実行することとする。

(1)生徒が帰国するときは、在留カードの失効を確認した後に実行する。

(2)生徒が就職するときは、在留資格変更を確認した後に実行する。

(3)生徒が進学するときは、入学を確認した後に実行する。

(4)その他の事由により途中退学するときは、変更後の在留資格を確認した後に実行する。

(支払い)

第7条 返還は生徒の指定した口座に振込みする。

2 返還に伴う送金手数料は生徒の負担とする。

(その他)

第8条

本規程に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附則

この規程は2023年4月1日より施行する。